

## 令和6年9月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
114	秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
115	秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件
116	秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例を設定する件
117	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件
118	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件
119	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議に関する件
120	市有地斜面崩落事故に伴う移転に係る和解および損害賠償に関する件
121	市道路線を認定する件
122	佐竹史料館建設建築工事請負契約の変更契約を締結する件
123	佐竹史料館建設電気設備工事請負契約の変更契約を締結する件
124	佐竹史料館建設機械設備工事請負契約の変更契約を締結する件
125	秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結する件
126	消防通信指令システム等情報システム構築工事請負契約を締結する件
127	立木を売り払う件
128	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
129	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件
130	令和6年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件
131	令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
132	令和5年度秋田市水道事業会計決算認定の件
133	令和5年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
134	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件



## 議案第114号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）」を加える。

別表第2の1の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別

児童扶養手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))を「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の2の項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)もしくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)もしくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))」を「医療保険給付関係情報」に、「介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。))」を「介護保険給付等関係情報」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「(平成17年法律第123号)」を加え、同表の3の項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、同表の4の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の5の項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の8の項中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の10の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の11の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和39年法律第134号)」を加え、「もしくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。))」を削り、「中国残

留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の12の項から14の項まで、17の項および19の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の11の項の改正規定（「もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年法律第47号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



## 議案第115号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「、もしくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正（令和5年法律第48号）等に伴い、規定を整

備するため、改正しようとするものである。

議案第116号

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例を設定する件

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例を次のように設定する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項および第45条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものである。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）および構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨

(5) 雨水貯留浸透施設の管理者およびその連絡先

(6) 標識の設置者およびその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置に関する基準)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

(1) 保全調整池の名称および指定番号

(2) 保全調整池の容量および構造の概要

(3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨

(4) 保全調整池の管理者およびその連絡先

(5) 標識の設置者およびその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第117号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1下浜羽川地区整備計画の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画	令和6年秋田市告示第213号に定める秋田都市計画横町地区計画の区域
----------	-----------------------------------

別表第2下浜羽川地区整備計画区域の項を削り、同表に次のように加える。

横町地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 自動車修理工場以外の工場 (建築物に附属するものを除く。) (2) 自動車修理工場 (3) 風営法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情			
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

		報の提供等の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項に規定する 営業の用に供する建築物			
--	--	-----------------------------------------------------	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

横町地区整備計画区域における建築物の用途の制限を定めるとともに、下浜羽川地区整備計画区域における建築物の用途の制限を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第118号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立太平小学校の項および秋田市立下北手小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

広面小学校、太平小学校および下北手小学校の統合に伴い、太平小学校および下北手小学校を廃止するため、改正しようとするものである。



## 議案第119号

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議に関する件

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県指令市町村第1990号）の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上別紙のとおりとすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（令和5年法律第48号）に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。



(別紙)

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県指令市町村第1990号）の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

令和6年9月2日

秋田市長 穂 積 志



## 別紙

### 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県指令市町村第1990号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

#### 附 則

この規約は、秋田県知事の許可を受け、令和6年12月2日から施行する。



## 議案第120号

市有地斜面崩落事故に伴う移転に係る和解および損害賠償に関する  
件

次により市有地斜面崩落事故に伴う移転に関し和解し、および損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

### 1 相手方の住所および氏名

秋田市濁川字 [REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 事故の概要

令和5年7月19日（水）、相手方 [REDACTED] と市とが平成25年4月1日付けで締結した市有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）に基づき本件契約 [REDACTED] である相手方が住宅敷地として使用する秋田市濁川字 [REDACTED] の市有地内において、令和5年7月14日（金）からの大雨の影響により斜面の一部が崩落した。

当該斜面の上部には相手方の居宅および物置が存するところ、当該崩落により当該斜面の上部は住宅敷地として使用することが困難となり、相手方は移転することが必要になったことから、市は本件契約の貸付人として、本件契約 [REDACTED] である相手方の移転に関し和解し、および損害を賠償しようとするものである。

### 3 和解の内容

本件市有地斜面崩落事故に伴う移転に係る損害賠償について、次のとおり和解するものとする。

- (1) 市は、相手方に対する本件市有地斜面崩落事故に伴う移転に係る損害賠償として、22,431,898円を相手方に支払うものとする。
- (2) (1)の支払については、和解が成立し、かつ、相手方が行う相手方の居宅および物置の解体および撤去に係る工事の契約の締結を市が確認した後に、転居に要する費用に相当する17,127,303円を支払い、相手方の居宅および物置の解体および撤去を市が確認した後に、当該解体および撤去に要する費用に相当する5,304,595円を支払うものとする。
- (3) 相手方は、相手方の居宅および物置の解体および撤去について、別途市と協議するものとする。
- (4) 相手方および市は、今後本件市有地斜面崩落事故に伴う移転に係る損害賠償に関しては、裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしない。

#### 提案理由

市有地斜面崩落事故に伴う移転に関し和解し、および損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第121号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
仁井田福島荒 巻線	仁井田字福島41番1地先		745.00	2.00 ～ 4.00
	上北手荒巻字割田13番2地先			

#### 提案理由

歩行者等の安全確保のために施行する道路改良事業の予定路線を市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	仁井田福島荒巻線	745.00	2.00～4.00
合計延長		745.00	



## 議案第122号

### 佐竹史料館建設建築工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和5年12月21日（議案第155号）
- 2 工 事 名 佐竹史料館建設建築工事
- 3 工 事 場 所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部
- 4 変 更 事 項 契約金額「1,283,150,000円」を「1,306,404,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 中央土建・長谷駒・石井特定建設工事共同企業体  
代表者 秋田市大町一丁目3番8号  
秋田ディライトビル1階  
中央土建株式会社  
代表取締役 伊 藤 久 嗣
- 6 変 更 理 由 インフレスライド協議に伴う請負代金額の変更による。

#### 提案理由

佐竹史料館建設建築工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第123号

佐竹史料館建設電気設備工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和5年12月21日（議案第156号）
- 2 工 事 名 佐竹史料館建設電気設備工事
- 3 工 事 場 所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部
- 4 変 更 事 項 契約金額「323,400,000円」を「356,136,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 本荘電気・羽後電設特定建設工事共同企業体  
代表者 秋田市八橋本町三丁目3番3号  
本荘電気工業株式会社  
代表取締役社長 塩 谷 久 樹
- 6 変 更 理 由 インフレスライド協議に伴う請負代金額の変更による。

### 提案理由

佐竹史料館建設電気設備工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第124号

佐竹史料館建設機械設備工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和5年12月21日（議案第157号）
- 2 工 事 名 佐竹史料館建設機械設備工事
- 3 工 事 場 所 秋田市千秋公園6番1の一部、6番3の一部、4番19の一部
- 4 変 更 事 項 契約金額「432,300,000円」を「455,840,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 山二・羽後・北勢特定建設工事共同企業体  
代表者 秋田市山王五丁目1番7号  
山二施設工業株式会社  
代表取締役社長 阿 部 公 雄
- 6 変 更 理 由 インフレスライド協議に伴う請負代金額の変更による。

### 提案理由

佐竹史料館建設機械設備工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第125号

秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結する  
件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和5年3月22日（議案第70号）  
令和5年9月28日（議案第114号）  
令和6年1月26日（専決第5号）
- 2 工 事 名 秋田市立日新小学校増改築建築工事
- 3 工 事 場 所 秋田市新屋栗田町24番1号
- 4 変 更 事 項 契約金額「2,946,900,000円」を「3,036,033,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体  
代表者 秋田市檜山川口境7番19号  
株式会社住建トレーディング  
代表取締役 工 藤 源 聖
- 6 変 更 理 由 土留め擁壁や地中埋設物撤去などの追加工事に伴う工期延長により経費がかかり増しになったことおよびインフレスライド協議に伴う請負代金額の変更による。

### 提案理由

秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結するため、

議会の議決を求めようとするものである。

## 議案第126号

消防通信指令システム等情報システム構築工事請負契約を締結する  
件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |         |                                                    |
|---|---------|----------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 消防通信指令システム等情報システム構築工事                              |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防庁舎ほか                             |
| 3 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札                                          |
| 4 | 契 約 金 額 | 1,804,000,000円                                     |
| 5 | 契約の相手方  | 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号<br>日本電気株式会社 東北支社<br>支社長 赤 井 健 志 |

### 提案理由

消防通信指令システム等情報システム構築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第127号

### 立木を売り払う件

次の市有林の立木を売払いすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- |           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 売 払 場 所 | 秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢21番<br>17.21ヘクタール                    |
| 2 売 払 内 容 | スギ立木<br>9,145本、11,964.36立方メートル                   |
| 3 売払いの相手方 | 秋田市河辺和田字上中野184番地2<br>秋田中央森林組合<br>代表理事組合長 石 川 平 臣 |
| 4 売 払 価 格 | 23,100,000円                                      |

### 提案理由

立木を売払いするため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第128号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,852,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,712,584	172,459	26,885,043
	2 国庫補助金	6,452,979	172,459	6,625,438
17	県支出金	10,362,921	13,125	10,376,046
	1 県負担金	7,130,719	13,125	7,143,844
21	繰越金	1,038,933	4,375	1,043,308
	1 繰越金	1,038,933	4,375	1,043,308
	歳入合計	148,662,323	189,959	148,852,282

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 55,639,075	千円 189,959	千円 55,829,034
	1 社会福祉費	26,656,726	172,459	26,829,185
	5 災害救助費	340,261	17,500	357,761
歳 出 合 計		148,662,323	189,959	148,852,282



議案第129号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,431,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,885,043	5,142	26,890,185
	2 国庫補助金	6,625,438	5,142	6,630,580
17	県支出金	10,376,046	374	10,376,420
	2 県補助金	2,677,700	374	2,678,074
19	寄附金	474,913	350,000	824,913
	1 寄附金	474,913	350,000	824,913
21	繰越金	1,043,308	139,166	1,182,474
	1 繰越金	1,043,308	139,166	1,182,474
22	諸収入	8,471,453	33,223	8,504,676
	5 雑入	1,576,691	33,223	1,609,914
23	市債	13,126,800	51,500	13,178,300
	1 市債	13,126,800	51,500	13,178,300
	歳 入 合 計	148,852,282	579,405	149,431,687

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,553,672	236,286	17,789,958
	1 総務管理費	15,779,644	235,621	16,015,265
	2 徴税費	995,691	665	996,356
3	民生費	55,829,034	6,424	55,835,458
	1 社会福祉費	26,829,185	4,092	26,833,277
	3 生活保護費	9,178,127	2,332	9,180,459
5	労働費	579,599	4,269	583,868
	1 労働諸費	579,599	4,269	583,868
6	農林水産業費	2,636,666	2,015	2,638,681
	1 農業費	1,833,059	738	1,833,797
	3 林業費	443,030	1,277	444,307
7	商工費	9,306,087	272,249	9,578,336
	1 商工費	9,306,087	272,249	9,578,336
8	土木費	16,163,068	866	16,163,934
	5 都市計画費	5,548,003	866	5,548,869
10	教育費	15,583,941	57,296	15,641,237
	3 中学校費	1,452,116	57,296	1,509,412
	歳 出 合 計	148,852,282	579,405	149,431,687

## 第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校 併設校整備事業（基本・実施設計業務委託分）	千円 348,000		千円
				令和6年度	
				令和7年度	201,311
				令和8年度	146,689

### 第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 1,735
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和6年度 ┆ 令和7年度	163,300
広面小学校スクールバス車両借上経費	令和6年度 ┆ 令和11年度	285,440
小学校給食調理業務委託経費	令和6年度 ┆ 令和7年度	111,463

## 第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
中学校費	千円 92,200	千円 51,500	千円 143,700			
計	13,126,800	51,500	13,178,300			

議案第130号

令和6年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,847,055千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 7,396	千円 34,931	千円 42,327
	1 繰越金	7,396	34,931	42,327
歳 入 合 計		31,812,124	34,931	31,847,055

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		7,402	34,931	42,333
	1 償還金及び還付加算金	7,402	34,931	42,333
	歳 出 合 計	31,812,124	34,931	31,847,055



議案第131号

令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,286,489千円」を「4,326,489千円」に、減債積立金「48,042千円」を「296,073千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,990,679千円」を「2,247,128千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,114,869千円」を「1,650,389千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	13,904,965千円	40,000千円	13,944,965千円
第1項 建設改良費	8,732,011千円	40,000千円	8,772,011千円

（利益剰余金の処分）

第3条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「9,492千円」を「0千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 減 債 積 立 金	9,492千円	△9,492千円	0千円

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	55,639,075	189,959	55,829,034
歳 出 合 計	148,662,323	189,959	148,852,282



## 2 歳 入

### 1 6 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 3,435,804	千円 172,459	千円 3,608,263	1 総務管理費補助金	千円 172,459
計	6,452,979	172,459	6,625,438		

### 1 7 款 県支出金

#### 1 項 県負担金

1 民生費県負担金	7,026,523	13,125	7,039,648	6 災害救助費負担金	13,125
計	7,130,719	13,125	7,143,844		

### 2 1 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

1 繰越金	1,038,933	4,375	1,043,308	1 前年度繰越金	4,375
計	1,038,933	4,375	1,043,308		

説	明	
71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	(財 政)	千円 172,459

03 災害弔慰金等負担金	(福祉総)	13,125
--------------	-------	--------

01 前年度繰越金	(財 政)	4,375
-----------	-------	-------

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金 2 1 款 繰越金

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,861,485	千円 172,459	千円 2,033,944	千円	千円	千円	千円 172,459
計	26,656,726	172,459	26,829,185	0	0	0	172,459

#### 3 款 民生費

##### 5 項 災害救助費

1 災害救助費	340,261	17,500	357,761	13,125			4,375
計	340,261	17,500	357,761	13,125	0	0	4,375

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 459	【福祉保健部関係】 物価高騰支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯等分）	千円 172,459
18 負担金、補助 及び交付金	172,000		172,459

19 扶助費	17,500	【福祉保健部関係】 災害弔慰金支給事業	17,500 17,500

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額            189,959 千円

上記のうち特定財源        13,125

差 引 一 般 財 源        176,834

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	172,459	2 国 庫 補 助 金	172,459
21 繰 越 金	4,375	1 繰 越 金	4,375
計	176,834		

一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書







補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
		33,223	203,063
5,142			1,282
			4,269
374			1,641
			272,249
			866
	51,500		5,796
5,516	51,500	33,223	489,166

## 2 歳 入

### 1 6 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 729,848	千円 5,142	千円 734,990	3 老人福祉費補助金	千円 4,092
				5 生活保護費補助金	1,050
計	6,625,438	5,142	6,630,580		

### 1 7 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

5 農林水産業費県補助金	466,596	374	466,970	1 農業費補助金	374
計	2,677,700	374	2,678,074		

### 1 9 款 寄附金

#### 1 項 寄附金

1 総務費寄附金	472,261	350,000	822,261	1 総務管理費寄附金	350,000
計	474,913	350,000	824,913		

### 2 1 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

1 繰越金	1,043,308	139,166	1,182,474	1 前年度繰越金	139,166
計	1,043,308	139,166	1,182,474		

### 2 2 款 諸収入

#### 5 項 雑入

4 雑入	1,576,688	33,223	1,609,911	2 企画財政雑入	33,223
------	-----------	--------	-----------	----------	--------

説	明	
28	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	(福祉総) 4,092
		千円
04	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総) 1,050

05	農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金	(産業企) 374
----	----------------------	-----------

06	総務管理費寄附金	(人移対) 350,000
----	----------	---------------

01	前年度繰越金	(財 政) 139,166
----	--------	---------------

67	デジタル基盤改革支援補助金	(情報統) 33,223
----	---------------	--------------

16款 国庫支出金 17款 県支出金 19款 寄附金 21款 繰越金 22款 諸収入

22款 諸収入  
5項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	千円 1,576,691	千円 33,223	千円 1,609,914		千円

23款 市債  
1項 市債

9 教育債	3,672,700	51,500	3,724,200	2 中学校債	51,500
計	13,126,800	51,500	13,178,300		

説	明	
		千円

01 中学校建設債	(財 政)	51,500

2 2 款 諸収入 2 3 款 市債

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 11,110,934	千円 33,223	千円 11,144,157	千円	千円	千円 33,223	千円
6 企画費	473,552	175,259	648,811				175,259
11 財産管理費	492,851	22,432	515,283				22,432
14 防災対策費	157,833	4,707	162,540				4,707
計	15,779,644	235,621	16,015,265	0	0	33,223	202,398

#### 2 款 総務費

##### 2 項 徴税費

2 賦課徴収費	229,172	665	229,837				665
計	995,691	665	996,356	0	0	0	665

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

3 老人福祉費	1,067,213	4,092	1,071,305	4,092			
計	26,829,185	4,092	26,833,277	4,092	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 33,223	【企画財政部関係】 基幹系システム標準化事業	千円 33,223 33,223
11 役務費	39,420	【企画財政部関係】 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	175,259 175,259
12 委託料	135,839		
21 補償、補填及 び賠償金	22,432	【総務部関係】 財産管理費	22,432 22,432
10 需用費	561	【総務部関係】 水害ハザードマップ更新経費	4,707 4,707
12 委託料	4,146		

12 委託料	665	【企画財政部関係】 軽自動車税電子データ連携事業	665 665

18 負担金、補助 及び交付金	4,092	【福祉保健部関係】 老人福祉施設整備費補助金	4,092 4,092

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 生活保護総務費	千円 355,858	千円 2,332	千円 358,190	千円 1,050	千円	千円	千円 1,282
計	9,178,127	2,332	9,180,459	1,050	0	0	1,282

5款 労働費

1項 労働諸費

1 労働諸費	579,599	4,269	583,868				4,269
計	579,599	4,269	583,868	0	0	0	4,269

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	763,110	738	763,848	374			364
計	1,833,059	738	1,833,797	374	0	0	364

6款 農林水産業費

3項 林業費

2 林業振興費	236,837	1,277	238,114				1,277
計	443,030	1,277	444,307	0	0	0	1,277

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,332	【福祉保健部関係】	千円 2,332
		生活保護システム改修経費	2,332

2 給料	2,709	【産業振興部関係】	4,269
3 職員手当等	1,560	企業立地雇用課人件費	4,269

18 負担金、補助 及び交付金	738	【産業振興部関係】	738
		農業経営等復旧・再開支援対策事業	738

1 報酬	1,277	【産業振興部関係】	1,277
		有害鳥獣駆除捕獲対策事業	1,277

3 款 民生費      5 款 労働費      6 款 農林水産業費

7款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 工業振興費	千円 652,714	千円 272,249	千円 924,963	千円	千円	千円	千円 272,249
計	9,306,087	272,249	9,578,336	0	0	0	272,249

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,340,453	866	1,341,319				866
計	5,548,003	866	5,548,869	0	0	0	866

10款 教育費

3項 中学校費

4 学校建設費	111,398	57,296	168,694		51,500		5,796
計	1,452,116	57,296	1,509,412	0	51,500	0	5,796

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 272,249	【産業振興部関係】	千円 272,249
		商工業振興奨励措置事業	270,848
		新規立地企業オフィス確保支援事業	1,401

18 負担金、補助 及び交付金	866	【都市整備部関係】	866
		秋田空港周辺テレビ共同受信施設設置等事業費補助金	866

7 報償費	63	【教育委員会関係】	57,296
12 委託料	57,233	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備事業	57,296

7 款 商工費 8 款 土木費 10 款 教育費

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(106) 3,968	1,985,171	9,572,676	7,664,365	19,222,212	3,502,954	22,725,166	
補正前	(106) 3,967	1,985,171	9,569,967	7,662,805	19,217,943	3,502,954	22,720,897	
比較	(0) 1	0	2,709	1,560	4,269	0	4,269	

※職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	229,324	648,656	310,602	186,445	144,553	2,383,097	1,987,142	86,280
	補正前	229,246	648,656	310,006	186,293	144,516	2,382,741	1,986,801	86,280
	比較	78	0	596	152	37	356	341	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,380,880	160,138	2,592	5,167	5,982	3,312	130,195	
	補正前	1,380,880	160,138	2,592	5,167	5,982	3,312	130,195	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(106) 2,415		9,395,140	6,971,809	16,366,949	3,073,899	19,440,848	
補正前	(106) 2,414		9,392,431	6,970,249	16,362,680	3,073,899	19,436,579	
比較	(0) 1		2,709	1,560	4,269	0	4,269	

※職員数欄の( )内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	229,324	643,062	310,602	180,326	144,553	2,016,170	1,673,871	86,048
	補正前	229,246	643,062	310,006	180,174	144,516	2,015,814	1,673,530	86,048
	比較	78	0	596	152	37	356	341	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,380,880	160,138	2,592	4,754	5,982	3,312	130,195	
	補正前	1,380,880	160,138	2,592	4,754	5,982	3,312	130,195	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

## イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,553	1,985,171	177,536	692,556	2,855,263	429,055	3,284,318	
補正前	1,553	1,985,171	177,536	692,556	2,855,263	429,055	3,284,318	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	5,594	6,119	366,927	313,271	232	413
	補正前	5,594	6,119	366,927	313,271	232	413
	比 較	0	0	0	0	0	0

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
給 料	2,709	その他の増減分	2,709	異動等による 増減分 2,709	職員数の異動状況 補正後 2,607 人 補正前 2,606 人 増 減 1 人
職 員 手 当 等	1,560	その他の増減分	1,560	異動等による 増減分 1,560	

継続費についての前前年度末までの支出  
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(追加)

款	項	事業名	全 体 計 画 左 の 財 源 内 訳					
			年度	年 割 額	特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
				千円	千円	千円	千円	千円
10 教育費	3 中学校費	秋田南中学校 ・築山小学校 ・中通小学校 併設校整備事業(基本・実施設計業務委託分)	6					
			7	201,311		88,000		113,311
			8	146,689		132,000		14,689
			計	348,000		220,000		128,000

額、前年度末までの支出額又は支出額  
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				201,311	
				146,689	
				348,000	

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	千円 1,735	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 1,735
冬みち安全安心対策除雪強化事業	163,300	令和6年度 ┆ 令和7年度	163,300
広面小学校スクールバス車両借上経費	285,440	令和6年度 ┆ 令和11年度	285,440
小学校給食調理業務委託経費	111,463	令和6年度 ┆ 令和7年度	111,463

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特	定	財源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
982			753
33,600	126,100	200	3,400
55,580			229,860
			111,463

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	91,557,978	12,195,700	51,500	12,247,200
(1) 土 木	36,785,516	4,284,100		4,284,100
(2) 農 林 水 産	2,772,930	375,700		375,700
(3) 教 育	15,410,113	3,672,700	51,500	3,724,200
(4) 公 営 住 宅	2,697,769	39,800		39,800
(5) 保 健 衛 生	7,257,896	1,122,500		1,122,500
(6) 消 防	2,620,981	1,122,500		1,122,500
(7) 民 生	1,585,114	140,800		140,800
(8) 商 工	123,835	37,900		37,900
(9) 過 疎 債	523,274	403,900		403,900
(10) そ の 他	21,780,550	995,800		995,800
2 災 害 復 旧 債	1,750,872	34,700		34,700
(1) 土 木	446,550	26,400		26,400
(2) 農 林 水 産	226,730			
(3) 教 育	33,464			
(4) 保 健 衛 生	1,044,128	8,300		8,300
3 そ の 他	55,285,857	896,400		896,400
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	287,241			
(2) 減収補てん債	1,105,329			
(3) 減税補てん債	168,438			
(4) 臨時財政対策債	53,392,349	896,400		896,400
(5) 歳入欠かん等債	332,500			
合 計	148,594,707	13,126,800	51,500	13,178,300

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,617,179		7,617,179	96,187,999
2,908,684		2,908,684	38,160,932
140,345		140,345	3,008,285
1,339,335		1,339,335	17,794,978
194,696		194,696	2,542,873
591,030		591,030	7,789,366
519,520		519,520	3,223,961
105,129		105,129	1,620,785
9,879		9,879	151,856
54,948		54,948	872,226
1,753,613		1,753,613	21,022,737
151,853		151,853	1,633,719
60,741		60,741	412,209
24,274		24,274	202,456
1,012		1,012	32,452
65,826		65,826	986,602
4,736,719		4,736,719	51,445,538
41,462		41,462	245,779
63,529		63,529	1,041,800
93,873		93,873	74,565
4,537,855		4,537,855	49,750,894
			332,500
12,505,751		12,505,751	149,267,256

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額      579,405 千円

上記のうち特定財源      90,239

差 引 一 般 財 源      489,166

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
19 寄 附 金	350,000	1 寄 附 金	350,000
21 繰 越 金	139,166	1 繰 越 金	139,166
計	489,166		

介 護 保 險 事 業 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書  
(保険事業勘定)





歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金	千円 7,402	千円 34,931	千円 42,333
歳 出 合 計	31,812,124	34,931	31,847,055



## 2 歳 入

### 8 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 7,396	千円 34,931	千円 42,327	1 前年度繰越金	千円 34,931
計	7,396	34,931	42,327		

	説	明	千円
01 前年度繰越金		(福祉総)	34,931

### 3 歳 出

#### 7 款 諸支出金

##### 1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 1	千円 34,931	千円 34,932	千円	千円	千円 34,931	千円
計	7,402	34,931	42,333	0	0	34,931	0

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 34,931	【福祉保健部関係】 償還金	千円 34,931 34,931



令和6年度秋田市下水道事業会計  
補正予算実施計画

令和 6 年 度 秋 田 市 下 水 道

資 本 的 収 入			
支			
款	項	目	既 決 予 定 額
1 資 本 的 支 出			13,904,965 <sup>千円</sup>
	1 建 設 改 良 費		8,732,011
		1 管 渠 建 設 事 業 費	3,163,981

# 事業会計補正予算実施計画

及 び 支 出		
補正予定額	計	説 明
40,000 <small>千円</small>	13,944,965 <small>千円</small>	
40,000	8,772,011	
40,000	3,203,981	委託料

# 令和6年度秋田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 1,908
	減価償却費	5,486,009
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	26,839
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 56,270
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	19
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	27
	長期前受金戻入額	△ 1,994,877
	受取利息及び受取配当金	△ 19
	支払利息	601,065
	有形固定資産除却損	118,120
	未収金の増減額 (△は増加)	131,684
	未払金の増減額 (△は減少)	257,588
	前払金の増減額 (△は増加)	313,980
	小計	4,882,257
	利息及び配当金の受取額	19
	利息の支払額	△ 624,206
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,258,070
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 9,597,640
	有形固定資産の売却による収入	2
	無形固定資産の取得による支出	△ 414,424
	国庫補助金等による収入	4,047,607
	負担金等による収入	57,506
	消費税計算に伴う相殺処理	△ 373,197
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,280,146
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,094,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,537,312
	他会計からの出資による収入	894,488
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,451,176
	資金増減額 (△は減少)	429,100
	資金期首残高	4,718,058
	資金期末残高	5,147,158



# 令和6年度秋田市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		3,077,439
ロ	建 物	5,637,141	
	減価償却累計額	<u>△ 3,006,202</u>	2,630,939
ハ	構 築 物	228,190,126	
	減価償却累計額	<u>△ 86,511,193</u>	141,678,933
ニ	機 械 及 び 装 置	24,454,644	
	減価償却累計額	<u>△ 18,146,444</u>	6,308,200
ホ	車 両 運 搬 具	19,336	
	減価償却累計額	<u>△ 12,130</u>	7,206
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	45,428	
	減価償却累計額	<u>△ 29,963</u>	15,465
ト	建 設 仮 勘 定		5,478,729
	有形固定資産合計		159,196,911
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		9,047,586
ロ	電 話 加 入 権		<u>13,155</u>
	無形固定資産合計		9,060,741
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		<u>10,410</u>
	投資その他の資産合計		<u>10,410</u>
	固 定 資 産 合 計		168,268,062
2 流 動 資 産			
(1)	現 金 ・ 預 金		5,147,158
(2)	未 収 金	583,215	
	貸倒引当金	<u>△ 51,308</u>	531,907
(3)	そ の 他 流 動 資 産		<u>100</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>5,679,165</u>
	資 産 合 計		<u>173,947,227</u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>55,616,578</u>	55,616,578	
	企業債合計			
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	556,580		
	ロ 修繕引当金	<u>942,934</u>		
	引当金合計		<u>1,499,514</u>	
	固定負債合計			57,116,092
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>4,995,053</u>	4,995,053	
	企業債合計			
(2)	未払金		2,348,655	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	35,468		
	ロ 法定福利費引当金	<u>7,046</u>		
	引当金合計		42,514	
(4)	その他流動負債		<u>4,347</u>	
	流動負債合計			7,390,569
5	繰延収益			
	長期前受金額		78,692,018	
	繰延収益合計		<u>△ 21,942,158</u>	
	繰延収益合計			56,749,860
	負債合計			<u>121,256,521</u>

資本の部

6	資本金			47,516,585
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	2,327,536		
	ロ 負担金	1,290,931		
	ハ 寄附金	21		
	ニ 補助金	<u>1,261,468</u>		
	資本剰余金合計		4,879,956	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>294,165</u>		
	利益剰余金合計		<u>294,165</u>	
	剰余金合計			5,174,121
	資本合計			<u>52,690,706</u>
	負債資本合計			<u>173,947,227</u>



議案第132号

令和5年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和5年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志



議案第133号

令和5年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和5年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志



議案第134号

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和5年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出

秋田市長 穂 積 志